

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

97

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

東日本大震災等による避難者の応急仮設住宅住み替えに係る災害救助法の柔軟な適用

提案団体

秋田県、男鹿市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、羽後町

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

応急仮設住宅の住み替えに対し、災害救助法の柔軟な適用を認めること。

具体的な支障事例

災害救助法による応急仮設住宅の供与は、災害により住家が滅失し、現に居住の安定が損なわれている被災者の一時的な居住の安定を図ることを目的としていることから、原則住み替えは認められていない。しかしながら、東日本大震災による長期避難により、避難者の生活実態も変化しているため、住居の状況が生活実態に合わないケースが生じている。家族構成の変化により住居が著しく手狭となったり、高齢化や疾病により住居の構造や居住地の交通事情などの環境に適応できなくなる事例が生じ、日常生活に不安や恒常的な不満が高まっている。避難者の事情に寄り添った対応を行うため、応急仮設住宅の住み替えについて、災害救助法の適用対象として認めていただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

応急仮設住宅の住み替えが認められることで、避難者の居住の安定を図る上で柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

災害救助法第4条

災害救助事務取扱要領第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項2(5)留意点力及びキ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

仙台市、福島県、いわき市、埼玉県、石川県、山口市、宮崎市

○当県においても、東日本大震災の被災者が入居する応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借り上げによるみなし仮設住宅)について、高齢の被災者からのよりバリアフリーに対応した住宅に住み替えたい等、住み替えに係る要望があったが、現行制度において、原則住み替えを認めていないため、要望に対応できなかった。
○本市においては、東日本大震災による避難者の応急仮設住宅の供与は、平成 29 年 3 月末をもって終了となり、現在は、公共事業の遅れにより、応急仮設住宅を退居できない一部の方について、延長措置が取られている状況にあります。
応急仮設住宅の供与期間中については、本市においても、避難生活の長期化による家族構成の変化や高齢化や疾病などにより、住居の構造や居住地の交通事情などの環境に適応できなくなる事例が生じていたことから、

避難者個々の事情に寄り添った対応を行うため、応急仮設住宅の住み替えについて、災害救助法の適用対象として認めるよう提案することについて同意します。

○仮設住宅のうち、プレハブ仮設住宅及び国・企業等から応急仮設住宅扱いとして借り上げた宿舎・社宅等（借上げ公営住宅等）については、再建が進み、入居世帯数が少なくなると、コミュニティや防犯上の問題が懸念される。また、プレハブ仮設住宅は公園用地に建設されたものが多く、借上げ公営住宅等は宿舎・社宅等のため、地域住民や所有者の利活用を考えると早期の解消、返還が望ましい。このため、プレハブ仮設住宅及び借上げ公営住宅等については、入居者数に応じて、借上げ民間賃貸住宅への転居を限定的に可能とするよう運用を見直すことが必要である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

98

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

「地域少子化対策重点推進交付金」の運用の改善

提案団体

秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、北秋田市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬村

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する市町村結婚新生活補助金について、地域の実態に即した補助となるよう、世帯年収要件等を地方の実情に見合った基準に見直すこと。

具体的な支障事例

市町村結婚新生活補助金については、夫婦の年齢が34歳以下、世帯年収340万未満と要件が厳しく、地域における対象者がそもそも少ないため、事業実施しない市町村が多くある。
※秋田県内の市町村のうち、平成28年度は88%、平成29年度は76%の市町村が事業を実施していない。一部の市町村は結婚祝い金の支給を実施しているが、1世帯に対する支給コストが安価であることから、今後も単独予算で継続したいとの意向がある。
また、地域によっては賃貸アパートがほとんどない場所があり、その場合には新生活のために住宅取得(持ち家の購入)を検討する世帯が多くある。
本補助金は住宅取得の補助も対象としているが、世帯年収340万円以上の世帯であっても住宅取得となると経済的負担が大きいため、住宅購入については結婚に躊躇する部分があり、補助の対象とする必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現在の少子高齢の社会において、結婚を希望する世帯にその環境を整備することは重要である。提案の実現によって、本補助金の活用をためらっていた自治体が、事業を実施することにより、結婚を希望しているが経済的な負担により躊躇している県民に対して、結婚を後押しする効果が期待される。

根拠法令等

地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、地域少子化対策重点推進事業実施要領、結婚新生活支援事業実施要領、結婚新生活支援事業費補助金交付要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

群馬県、埼玉県、山梨県、枚方市、神戸市、山口県、徳島県、福岡県、宮崎市

○本県内における本補助金実施市町村は6市町であり、市町村の17%にとどまっている。
また、世帯年収と夫婦の年齢の双方に要件が設定されたことにより、対象者がより限定されることから、市町村によっては独自財源を用いることで年齢要件に合致しない新婚世帯に対しても補助を実施しているところであ

る。

晩婚化の進行により、新婚世帯の年齢も上昇している中、夫婦ともに34歳以下という要件では、利用対象者が限定され、制度の活用も進まない現状にある。このため、年齢要件の緩和等、要件の見直しをお願いしたい。

○本市は、現時点では当該交付金を活用していないが、今後、結婚支援策を幅広く検討するに当たっては、可能な限り地域の実情と発意に応じて可変的であるほうが、より適切な施策の展開につながるものとする。

○平成29年度、本県では交付実績額が交付決定額の32.4%に留まった。事業実施市町村からは、申請実績が目標に至らなかった理由として、世帯の所得要件が低いことが挙げられた。

平成30年度からは年齢要件が加わるため、さらに申請件数が落ち込むことが懸念される。世帯年収要件等を地方の実情に見合った基準に見直されることで、県民の申請件数の向上、交付金活用市町村の増加につながることを期待される。

○平成29年度に県内で結婚新生活支援事業を実施した市町村においても、要件を満たさないため補助の対象外となった新規婚姻者が認められている。

世帯年収要件及び年齢要件について、条件の緩和が必要と思われる。

○結婚新生活補助金について、当市でも申請にあたっての窓口や電話等での問い合わせでは補助対象世帯の対象要件のうち、所得要件(世帯所得340万円未満)や婚姻時期に係る要件に関する緩和を求める声が多く寄せられており、これらの要件がハードルとなって申請に結びつかないケースが多いものと考えられるため所得等の要件について更なる緩和が必要である。

また、現行の補助対象費用では、対象とする所得層において、補助金枠を上限まで利用できる世帯は少ないと考えられるため、提案主旨にある住宅取得を加えることに賛同する。加えて、当市における申請対応や電話等での問い合わせのなかで要望が多くみられるが現行の補助対象に含まれていない、賃貸借契約において貸借人から求められる家賃保証にかかる費用及び損害保険料、平成29年度まで当市が独自に補助しており助成者より好評であった結婚式費用及び新生活に必要な家具家電費用等を新たな対象費用に加え、新婚世帯が本補助金を最大限利用でき、より婚姻促進効果を生み出す枠組みを対象費用の面からも検討していただきたい。

○当補助金の条件として、夫婦ともに34歳以下、年間所得340万未満が設定されている。近年、ますます晩婚化・晩産化が進む中、34歳を超えた婚姻・出産のケースが増加傾向にあることから、その動向に対応できるよう、年齢制限の緩和もしくは撤廃が必要と考える。また、本補助金は重要課題である少子化対策につながることから、所得制限の緩和により対象世帯を拡大し、事業効果を高める必要があると考える。

また、本補助金制度においては、住宅取得(持ち家の購入)の場合、建物代のみが対象となっているが、申請される夫婦によっては多額の支出をしているにも関わらず、売主(不動産業者等)から土地・建物の内訳や消費税額の情報がもらえず、補助金の交付が受けられないケースが生じている。このため、土地代も含めて補助対象とする必要があると考える。

○平成30年度には、世帯所得の要件が厳しいことを理由に、十分な事業効果が得られないと判断し、交付申請を取り止めた市町村があった。

例年、支給件数の実績は計画を下回っているが、複数の市町村では世帯所得の要件を超える婚姻予定者からも経済的な相談を受けた事例があり、世帯年収要件を緩和した場合のニーズはあるものとする。

○所得制限等が厳しいため、申請出来ない事例が見受けられる。

○本県においても、補助金支給要件が厳しいために対象者が限定されることから実施市町が3自治体にとどまるなど、結婚新生活支援事業本来の目的を達成できていない状況である。

要件を緩和することで、実施市町も増加し、結婚新生活支援事業の効果を高めることが可能と思われる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

99

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

「子ども・子育て支援交付金」の運用の改善

提案団体

秋田県、男鹿市、湯沢市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬村

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

本交付金のうち、地域子育て支援拠点事業について、対象となるための要件(開設時間・日数)が地域のニーズや実態に応じたものとなっておらず、交付金の活用が困難となっているため、事業内容について地域性を考慮するなどして、柔軟な運用を行うこと。

具体的な支障事例

地域子育て支援拠点事業では、開設時間や日数の制限(週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること)があるが、子どもの数が少ない地域では、事業そのものを要望している利用者があるにもかかわらず、事業実施を見送る市町村があり、地域の子育て支援機能を充実させるに当たり支障となっている。
※現状、秋田県では、開設はしているが、補助要件である専任の者を配置することができないなど、国の補助要件を満たせず交付金申請を見送っている拠点が11か所ある。なお、国の交付金の要件に満たない事業に対しては、「週2日以上、かつ1日3時間以上開設すること」を要件に県単独で補助事業を実施しているが、3年間の時限的な補助制度のため、現在の補助要件では、今後の安定した事業運営と新たな拠点開設が困難になる可能性がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本交付金を活用できなかった拠点事業が本交付金の対象となることで継続的かつ安定的に運営できるとともに、新たな拠点の整備も進むことが期待され、地域の子育て支援機能の充実を図ることができる。また、子育てしやすい環境の整備や社会全体で子育ての安心感を支えていく仕組みづくりなどの実現により、人口減の抑制を図ることができる。

根拠法令等

子ども・子育て支援交付金交付要綱、地域子育て支援拠点事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

横浜市、山梨市、宮崎市、沖縄県

○地域子育て支援拠点事業の基準が緩和されることで、地域の実情や利用者ニーズに沿った多種多様で柔軟な事業展開が期待でき、子育て支援事業の充実につながると思う。
○私立幼稚園で実施している事業においては、専任従事者の配置を求めず、週3日以上1日2時間以上の実施としているため、市単独の補助事業として実施しています。そのため、実施要件の緩和により「子ども・子育て支

援交付金」の対象となれば、既存園の実施内容の充実や、新規実施園の拡大が見込まれます。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

100

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

「地域子どもの未来応援交付金」の運用の改善

提案団体

秋田県、青森県、男鹿市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬村

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地方が、創意工夫により、地域の実情を踏まえた実効性の高い子どもの貧困対策を、継続的かつ安定的に推進するため、「地域子供の未来応援交付金」について、地域のニーズに柔軟に対応できるよう複数年度にわたる活用を可能とするなど運用の弾力化を図ること。

具体的な支障事例

現行の交付金は単年度補助であることから、継続的な実施が必要とされる事業(コーディネーターの雇用)については交付金の活用に至らないケースが多く、子どもの貧困対策を進める上で支障になっている。
※コーディネーターの雇用について、初年度に交付金があっても、翌年度以降の雇用は一般財源で対応せざるを得ず、市町村が負担を懸念して取組が進まない状況となっている。(秋田県においては25市町村のうち1町のみが30年度に交付金を活用して取り組む予定。)
※事業が軌道に乗るまでの数年について支援があれば、継続的な雇用に向けて取組が進むと考えられる。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本交付金の活用をためらっていた自治体が、事業を継続的かつ安定的に推進するための財源として本交付金を活用することができるようになり、現在内閣府で進めている子どもの貧困対策に取り組む地域ネットワークの形成が、地方の実情を踏まえた上で進んでいくことが期待される。

根拠法令等

地域子供の未来応援交付金交付要綱及び同実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形市、福島県、石川県、福井市、山口市、徳島県、高松市、大分県、宮崎市

○当該交付金については、(子どもたちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備において)「事業の拡充」等の一定の条件の下、最大3年を限度として継続実施も可能とされているところではあるが、特にコーディネーターを雇用している場合については、当該コーディネーターの安定的な雇用の確保に加え、関係機関や関係者との信頼関係を構築し、「人と人をつなぐ」という業務の特性に鑑み、交付金の複数年度にわたる活用についての条件を、可能な限り緩和していただきたい。
○子どもの貧困対策は、喫緊の課題であるが、現在の単年度1回のみでの交付金では継続的な対策を講じることが難しく、複数年度にわたる活用を可能とすることで、事業の持続性を担保することが出来る。

○本交付金を活用して実施する子どもの居場所づくり事業については、継続的に実施することにより意味のある事業であるが、現行の交付金は単年度補助であることから、自治体においては本交付金を活用し事業を進めてことを踏みとどまる可能性がある。また、先駆的な取組以外には認められない交付金となっており、子どもの貧困対策を進めるうえで必要な取組全般に活用できる柔軟な交付金としていただきたい。

○本県内の市町村でも今年度当該交付金を活用して居場所づくりのサポート事業を実施している団体が1団体あるが、同様の取組を実施する場合に来年度以降の負担が懸念される状況となっており、今年度は、調査事業を行う団体が1団体ある以外には、交付金が活用されていない状況である。

○現行の交付金は単年度補助であり、本市においても、継続的な事業を展開するにあたり、財政負担が懸念される。

貧困対策は事業を継続的かつ安定的に推進することが必要であることから、複数年にわたる交付金活用を可能とすることが望まれる。

○本市においても、子どもの貧困対策に取り組むにあたり、本交付金の活用を検討しているところであるが、本交付金の補助率は「実態調査」や「整備計画の策定」に関しては3/4であるものの、最も財政的に負担がかかる「体制整備」や「モデル事業の実施」等に関しては1/2であり、事業実施には財政負担が大きいものとなり、交付金の活用を躊躇しているところである。子どもの貧困対策に関する事業は、継続的に行う必要があり、補助率の見直しを要望すると共に、本交付金の継続的な活用が可能となるよう要望する。

○事業を継続的かつ安定的に推進するための財源として本交付金を活用することができるようになり、子どもの貧困対策に取り組む地域ネットワーク形成の推進につながる。

○本県においては、18市町村のうち2市のみが30年度に交付金を活用して取り組む予定。複数年の支援があれば、交付金を活用した取り組みが進むと考えられる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

195

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害援護資金貸付金の免除の要件の見直し

提案団体

八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

災害援護資金貸付金について、借受人が破産等した場合に、市町村が不納欠損処分できる運用に改めるとともに、県への償還について、免除の要件に市町村が不納欠損をした場合を追加する等、地方公共団体の適切な債権管理を前提とした見直しを行っていただきたい。

具体的な支障事例

破産により免責を受けた者に係る災害援護資金貸付金の免除については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 103 条第 1 項の規定により読み替えて適用される災害弔慰金の支給等に関する法律第 13 条第 1 項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第 14 条第 5 項の規定により、支払期日から 10 年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合に免除できるとされ、その間、市町村においては債権回収に努めるという指導が国からなされている。

一方、破産により免責された債権や時効の援用により消滅した債権は任意に履行が可能な自然債務になるものと解され、仮に本人の任意性を害して回収したとすると破産法や民法に抵触することから、本市では、本人が任意に履行する意思がないなどにより履行の見込みがない場合は不納欠損処分をしなければならないと考えており、対応に苦慮しているところである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方公共団体における事務負担を軽減し、適切な債権管理に資する。

根拠法令等

- ・災害弔慰金の支給等に関する法律第 13 条第 1 項
- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 103 条第 1 項
- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第 14 条第 5 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、須賀川市、船橋市、新潟市、山県市、浜松市、福知山市、伊丹市、熊本市、宮崎市

○債務者が無資力(破産・生活保護・低所得等)となった際の取扱いの範囲及び条件が整理されておらず、滞納案件の整理事務が停滞している状態である。

(阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の貸付において、)市町村が無資力を要件として免除を行う場合、その免除した債権に相当する県への債務を免れる規定が無いため、潜在的免除案件の整理事務が停滞している状態である。

○平成17年に発生した災害における災害貸付金において、経年により破産者が増え、来年以降、時効の援用にかかる案件が多く発生すると予想される。また、回収不能となっている債権額も大きく、免除要件の見直しが必要と考える。

○1級河川の氾濫や大雨による低地帯の冠水等、地理的状况等により、以前から水害による甚大な被害を受けてきた歴史がある地域である。近年では、平成16年台風23号、平成25年台風18号、平成26年8月豪雨により災害救助法が適用され、災害援護資金貸付金の貸付を行った。

【貸付実績 H30.6.20 現在】

平成25年台風18号 貸付人3名、貸付金額3,400,000円

うち、償還期間到来で償還済のもの3名、償還金額1,382,672円

平成26年8月豪雨 貸付人20名、貸付金額29,900,000円

うち、償還期間到来で償還済・5名、償還金額2,026,175円

うち、償還期間到来で未償還・4名、償還金額470,368円

災害援護資金の貸付を受けようとする者は、そもそも低所得世帯が多数を占めており、返済するための資力が無く、結果、滞納になるパターンが多い。このような中、訪問による納付指導や催告の実施等、適正な債権管理を行うものの、災害援護資金貸付金等の私債権は税等の強制徴収公債権と違い自力執行権がないため、裁判所による法的措置しか滞納処分できる方策がないのが実情で回収は困難である。また、裁判所による法的措置まで行うには、多大な時間と労力が必要で、債権回収の採算は合わない。

よって、適正な債権管理を行う中で、生活保護受給中や期限到来時点において無資力の状態、或いは、時効消滅により債権放棄→不納欠損となったものについては、償還免除としていただきたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

202

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

被災者生活再建支援法の適用範囲の拡大

提案団体

臼杵市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

被災者生活再建支援法施行令(平成 10 年政令第 361 号(以下「政令」という。))第 1 条において、法の適用対象となる自然災害の要件を定めているが、同条第 4 号で定める「5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(人口 10 万未満)」とする要件をさらに細分化し、「人口 5 万未満にあっては 2 以上」などの緩和規定を設ける。

具体的な支障事例

平成 29 年 9 月 17 日に本市に接近した台風 18 号により、市内各地で多大な被害が発生した。当市では全壊相当の住家が 2 棟であったが、被害を受けた市民の生活再建のため、被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号(以下「法」という。))による支援を受けたいと考えていたが、適用対象とはならなかった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

(1) 支障事例の説得力

・本市における台風 18 号の被災状況として、住居全壊相当: 2 棟、半壊: 6 棟、一部損壊: 5 棟、床上浸水: 111 棟、床下浸水: 524 棟と、多大な被害を受けている。左記で記載した措置があれば、本市のように人口規模が 5 万人に満たないような市町村において、早期の災害復興や行財政運営の安定化が見込まれる。

(2) 解決策の妥当性

・災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号)では、対象要件で細かい人口比を定めている。また、政令第 1 条第 6 号においても、人口 5 万人未満での要件緩和が定められていることから、妥当であるとする。

(3) 期待される効果の具体性

・今回の本市の災害は、全壊相当の住家が 2 棟であるが、半壊 6 棟、自宅前の道路が土砂崩れで崩落している住居(長期避難を要する世帯)もあるので、条件が緩和されれば、そのような市民も制度対象となる。被災世帯など多くの被災者の生活再建が期待できる。

今回の条件緩和が制度導入されると、今後全国でも人口 5 万人未満の小規模市町村において早期に多数の被災者の生活再建が期待でき、市町村の財政負担が軽減できる。

根拠法令等

被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 4 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山口市、愛媛県、中津市、日田市、佐伯市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、九州地方知事会

○水害のように、床上浸水被害が多く、全壊は少ないなど、災害の種類によっては、全壊の戸数と被害規模が比例しない場合がある。

災害救助法の算定方法のように、全壊住家の算定を半壊 2 世帯、床上浸水 3 世帯をもって 1 世帯とみなすなどの改正が望ましい。

よって、提案の内容を支持する。

○平成25年度に発生した突風災害では、本県に隣接する県の市で30世帯の全壊が生じ、国の被災者生活再建支援制度（以下、国制度）が適用されたが、当該市に隣接する町では 1 世帯の全壊のみだったため国制度が適用されなかった。

提案のように、より細かい人口比での要件緩和があれば、当制度で救われる人が増える可能性がある。

○現行の被災者生活再建支援法は、住宅全壊世帯数（被災世帯数）が 10 世帯に満たない場合には適用されない。

当市においては、震災、地すべり災害では県制度が創設され、被災者支援が行われたが、県制度が創設されない場合は支援が行われない。

被災者の生活をいち早く再建するためには、被災世帯数の基準を設けず、法を適用し支援することが、極めて有効と考えることから、被災世帯数による基準を設けず、被災した世帯については、支援の対象となるよう制度を見直す。

○本県では、平成 16 年度に被災者生活再建支援法が適用された災害において、同法の対象とならない半壊・床上浸水の被害は、市町が被災者に支援する場合、県独自の支援制度で対応した。

現在は、適用対象が全壊や大規模半壊などに限定されているが、半壊や床上浸水の被害でも日常生活に大きな支障が生じるため、支援法の適用対象とすること。

支援対象の拡充によって、被災者の生活再建が一層促進されるため、制度改正の必要性等が認められる。

○近年、九州地方では被災者生活再建支援を要する災害が頻発している。

平成 24 年 九州北部豪雨災害

平成 28 年 熊本地震

平成 29 年 九州北部豪雨災害、台風第 18 号災害

現行制度では、同一災害・同程度の被災にも関わらず、居住する市町村によって支援の差が生じるため、例えば他自治体では不公平感解消のための施策を講じている。

具体的には、提案団体が事例として挙げている台風第 18 号災害では、提案団体に隣接する 2 市 21 世帯が被災者生活再建支援制度による支援を受けた一方で、当該団体は同制度の支援要件に該当しなかったため、地方単独（県・市 1/2 ずつ）による独自支援（半壊・床上浸水も対象）を実施し、市町村間の不均衡を解消した。

なお、同様の事例は、平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨災害において他自治体でも生じている。（法適用となった自治体に隣接し、同規模の被害がありながら法の適用対象とならなかった自治体があった。）

この他、一部地域では、平成 27 年 5 月の噴火に伴う全島避難（86 世帯、137 人）により、多くの島民が 1 年以上に及ぶ避難生活を余儀なくされたが、全壊等の住宅被害がなかったため、同制度の対象とはならなかった。

こうしたことから、被災者生活再建支援制度については、としてもその適用範囲の拡大を図る必要があると考える。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

213

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害援護貸付金の据置期間及び償還期間の延長

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護資金」の償還期間について、見直しを提案するもの。

具体的な支障事例

災害援護資金は、借りてから3年の「据置期間」の後、7年間で償還する必要がある。しかし、震災から2年経過した今でも仮設住宅に住み、元の生活を取り戻せない被災者が多く、低所得者を対象とした当制度において、援護資金を借りてから3年で生活を立て直すことは困難である。
また、据置期間は2年間の延長が可能だが、10年の返済終了期限は変わらないため、残りの5年間で償還しなければならず、据置期間を延長しても債務者の金銭的負担は緩和されない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第2項に定める災害援護資金貸付金の償還期間について、据置期間とそれに伴う償還期間を延長することにより、被災者に生活を立て直す時間的余裕を与えることができるため、被災者の滞納リスクを軽減することができる。

根拠法令等

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

新潟市、山口市、京都市、宮崎市

○災害援護資金の貸付の対象になる方は、世帯主が負傷又は住宅に大きな被害を受けており、経済的に余裕がない状況であることから、生活の再建にかなりの時間を要する。その中で、高額な貸付金を返済していくことは容易ではなく、償還に期間を要する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

217

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害救助法における生活必需品の支給基準の見直し

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

被災者へ支給する生活必需品の「支給基準」を、現行の「罹災区分」に依らない別のものにする様に見直しを提案するもの。

具体的な支障事例

災害救助法による生活必需品の支給について、支給対象となる被災者は、「内閣府告示第 228 号第 4 条」及び「災害救助法による救助の実施について(昭和 40 年 5 月 11 日付け社施第 99 号)」の様式に記載があるように、家屋被害が半壊又は全壊等と認められた者に限られるような形となっている。
実際の救助事務においては、罹災証明書以外に「罹災区分」を証明する手段が無いため、罹災証明書を発行して対応しているのが現状である。
しかし、激甚災害等の大規模災害時には、災害発生日から 10 日以内に、被災者全員に罹災証明書を発行し、生活必需品を支給することは困難であることから、生活必需品の「支給基準」に「罹災区分」を用いることは、生活必需品の迅速な支給を阻害しており、「被災者の迅速な救助」という制度の趣旨に反している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活必需品の支給基準を被害の実情(罹災区分)に依らない別の基準で定めることにより、生活必需品の支給を迅速化することができる。

根拠法令等

内閣府告示第 228 号第 4 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、山田市、浜松市、田原市、京都市、岡山市、宮崎市

○災害救助法による生活必需品の支給について、支給対象となる被災者は、「内閣府告示第 228 号第 4 条」及び「災害救助法による救助の実施について(昭和 40 年 5 月 11 日付け社施第 99 号)」の様式に記載があるように、家屋被害が半壊又は全壊等と認められた者に限られるような形となっている。
実際の救助事務においては、罹災証明書以外に「罹災区分」を証明する手段が無いため、罹災証明書を発行して対応しているのが現状である。
しかし、激甚災害等の大規模災害時には、災害発生日から 10 日以内に、被災者全員に罹災証明書を発行し、生活必需品を支給することは困難であることから、生活必需品の「支給基準」に「罹災区分」を用いることは、生

活必需品の迅速な支給を阻害しており、「被災者の迅速な救助」という制度の趣旨に反している。

○本市においては、災害救助法による生活必需品の支給実績がないが、生活必需品の支給基準を被害の実情（罹災区分）に依らない別の基準で定めることにより、生活必需品の支給を迅速化できると考える。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

307

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後健全育成事業に係る小規模児童クラブにおける補助基準額の見直し

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- ・「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙「放課後児童健全育成事業」では、構成する児童の数ごとに補助基準額が定められており、児童数 20 人を境に大きな開きがある。
- ・よって、児童数 20 人以上の場合の補助基準額を基準としつつ、19 人以下の小規模児童クラブに対する補助基準額について、構成児童数が 1～19 人の間に、実情に応じた新たな積算区分を設けるなど、激変が緩和されるよう交付要綱を見直すこと。(最も小規模となる児童クラブについては、現在、国において議論中の「職員配置基準の見直し」とあわせ解決を図る。)
- ・補助基準額の積算根拠を明示すること。

<参考>

児童数 19 人の場合: 2,797,000 円

児童数 20 人の場合: 3,906,000 円

(19 人の積算には、「小規模放課後児童クラブ支援事業交付金」559,000 円を含む)

具体的な支障事例

○国の配置基準では、児童数が 20 人未満の小規模児童クラブであっても、20 人以上の児童クラブと同様に常時 2 名の支援員を配置した運営体制が必須である。財政支援の格差から人員確保が困難である中、開所時間や開所日数に影響を及ぼさないよう、人員配置に多大な労力を要している。

(15 人～19 人の児童クラブ数: 9 クラブ / 全 193 クラブ H29.4 現在)

○現在、20 人を若干数上回っているような放課後児童クラブが、少子化等の影響で年度中もしくは将来的に 19 人以下になった場合、大幅な運営費の減少となり、安定的な事業運営に支障をきたす。

(20 人～25 人の児童クラブ数: 18 クラブ / 全 193 クラブ H29.4 現在)

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

○放課後の子どもの居場所の確保は必要不可欠であり、その受け皿たる放課後児童クラブの安定的な運営体制の構築が可能となる。

○人員確保や人員配置に費やしていた多大な時間と労力を、児童へのきめ細やかな対応に充てることが可能となり、児童に対する支援の充実(質の確保)が図られる。

根拠法令等

「子ども・子育て支援交付金交付要綱」中、別紙「放課後児童健全育成事業」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、福島県、ひたちなか市、上越市、山口市、名古屋市、田原市、八尾市、山口県、高知県、北九州市、筑後市、松浦市、沖縄県

○当市のある地域では、少子化が顕著であり、3年後にはクラブ利用児童が確実に20人を下回る状態で安定的な運営に不安を抱えている。運営にかかる費用の大部分は人件費であり、利用児童数が19人と20人では人件費はほぼ変わらないが、補助金では大きな差がある。年度途中で利用児童数が減少した場合、人件費が確保できず、安定的な運営ができなくなってしまう。また、利用児童数が20人に満たないことから十分な運営費が確保できず、未設置となっている場合には、補助が見直されることで、解消に資することができると思う。

○放課後児童クラブには、20人未満の小規模児童クラブであっても、2人以上の支援員（1人を除き補助員で代替可）の配置が必要とされているため、交代要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。補助基準額の見直しができれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代要員等人員の確保が容易になる。

○提案と同様の懸念があり、解消が必要と考える。

（定員20～25人のクラブ数：5クラブ/全47クラブ H30現在）

（定員19名以下のクラブ数：8クラブ/全47クラブ H30現在）

当市では市の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づいて、国の配置基準と同様の職員配置を求めている。（提案市と同様。）

また、運営費の交付基準額も国基準と同額としている。（提案市と同様。）

○国の配置基準では、児童数が20人未満の小規模児童クラブであっても、20人以上の児童クラブと同様に常時2名の支援員を配置した運営体制が必須である。財政支援の格差から人員確保が困難で、人員配置に多大な労力を要している。（15人～19人の児童クラブ数：3クラブ/全59クラブ H29.4現在）

現在、20人を若干数上回っているような放課後児童クラブが、少子化等の影響で年度中もしくは将来的に19人以下になった場合、大幅な運営費の減少となり、安定的な事業運営に支障をきたす。（20人～25人の児童クラブ数：4クラブ/全59クラブ H29.4現在）

○当市においても同様の事案があったことから、平成29年度から市単補助による緩和措置を行っているが、国制度の改善が必要と考える。

○当市においても少子化の影響で地域によっては急激に児童数が減少している状況にある。子どもの居場所、保護者の就労状況、児童の安全等を鑑みると小規模児童クラブへのさらなる支援が必要であると考える。

○本市における民設民営の放課後児童クラブでも、児童数が20人未満の小規模児童クラブがあるが、提案市の事例と同様に、人件費については、他の児童クラブと同程度の支出を要するが、小規模児童クラブについては、運営費に充当できる保護者負担金も少額に留まるため、安定的な運営体制を確保するためには、財政的な支援が必要と考えられる。また、現在、40人を超える規模で活動している大規模児童クラブについては、クラブの分割等により適正な規模へ移行することが望まれているが、クラブの運営事業者からは、分割後に児童数の減少等が生じた場合の助成金の減少を懸念する声が挙がっており、分割に向けたインセンティブが働きにくくなっていると考えられる。（10人～19人の児童クラブ数：11クラブ、46人以上の児童クラブ数：19クラブ/全170クラブ H30.4現在）

○本県においても、旧避難地域などでは放課後児童支援員等の確保が難しい中、利用児童20名前後に必要な職員数を整えて運営している児童クラブがある。また、児童クラブの運営費で賄われる放課後児童支援員等の人件費は、運営費の補助基準額の割合の中でも多く占めていることから、今後の安定的な運営と必要な職員の確保という観点からも今後支障となりうるので、当該提案に賛同する。

○子ども子育て支援交付金において定められている放課後児童健全育成事業の補助基本額は、利用児童数で規定されているところである。利用児童数が20人以上のクラブにおいては、児童数が1人増減することにより、25,000円～30,000円の補助金の変動となる一方、利用児童数が19人以下のクラブと利用児童数が20人以上のクラブにおいては、1,000,000円を超える補助金額の開きとなる。しかしながら、放課後児童支援員等の配置人数は、利用児童数が19人以下のクラブにおいて同一敷地内に他の事業所等がないことを含めて兼務ができない場合を除き、利用児童数にかかわらず一定の条件を満たさなければならないため、利用児童数が19人以下のクラブは人員体制の整備が困難となる。また、利用児童数によって補助金額が規定されるため、利用児童数が20人前後のクラブは、年度によって大幅に補助金額が変わる可能性もあり、支援員の雇用を含めた安定的な運営に苦慮する。したがって、利用児童数が20人以上のクラブと利用児童数が19人以下のクラブで大幅な補助金額の変動が出ないような補助金の規定の見直しが望ましいと考える。なお、本市の実態としても20人前後のクラブは存在しており、とある年度に20人いたクラブが次年度に19人になるといったことは十分に起こり得ること状況である。

○市内にある全小学校区敷地内で、公設公営の放課後児童クラブ事業を実施するとともに、利用希望者の増や

ニーズの多様化に対応するため、届出に基づき民間事業者が設置し運営する民設民営の放課後児童クラブの活用を行っている。当該児童クラブについては、児童が20人未満の人数で運営し、経営状況が厳しいところも多く、小規模補助基準額が見直されれば、安定的な運営に繋がると思われる。

○20人を境に基準額が大きく変わることは、事業者に運営上のリスクを与えることであり、見直す必要があると考える。

○15人以上と20人を若干上回るものとは、運営上殆ど変わらないが、補助基準額は大きく乖離しており、安定的な運営のためにも、20人未満区分の細分化を望む。

○本県では、本個別事案にかかる支障事例は承知していないが、利用人数の少ない中山間地域においても放課後の子どもの居場所の確保は必要不可欠であり、その受け皿たる放課後児童クラブの安定的な運営体制や構築が可能となるよう、小規模児童クラブにおける補助基準額は見直されるべきと考える。

○運営当初の児童クラブは入室児童数も少数なため、運営が軌道に乗るまでの補助が必須であり、継続した事業運営に財政支援が必要である。

○本市の一部の学童保育所については、児童数が20人未満の小規模クラブであるが、20人以上のクラブと同様に常時2名の支援員を配置した運営体制が必要である。しかし、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙「放課後児童健全育成事業」では、構成する児童の数ごとに補助基準額が定められており、児童数20人を境に大きな開きがあるため、補助事業分のみでは運営費用が不足することから、現在、市単独施策により、人件費分を確保するための財源補填を行っている状況である。現在、20人を若干数上回っているような放課後児童クラブが、少子化等の影響で年度中もしくは将来的に19人以下になった場合、大幅な運営費の減少となり、安定的な事業運営に支障をきたすおそれもある。

○平均利用児童数が20人未満の児童クラブであっても、職員配置基準上、常時2名以上の支援員等の配置が行われることから対象経費の実支出額と補助基準額において相当額の乖離が生じているため。

○補助基準額の見直しにより、小規模の放課後児童クラブのより継続かつ安定的な運営が可能となる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

310

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害救助法における生活必需品の支給基準の見直し

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

被災者へ支給する生活必需品の「支給基準」を、現行の「り災区分」に依らない別のものにする様に見直しを提案するもの。

具体的な支障事例

災害救助法による生活必需品の支給について、支給対象となる被災者は、「内閣府告示第 228 号第 4 条」及び「災害救助法による救助の実施について(昭和 40 年 5 月 11 日付け社施第 99 号)」の様式に記載があるように、家屋被害が半壊又は全壊等と認められた者に限られるような形となっている。
実際の救助事務においては、り災証明書以外に「り災区分」を証明する手段が無いため、り災証明書を発行して対応しているのが現状である。しかし、激甚災害等の大規模災害時には、災害発生日から 10 日以内に、被災者全員に罹災証明書を発行し、生活必需品を支給することは困難である。
生活必需品の「支給基準」に「り災区分」を用いることは、生活必需品の迅速な支給を阻害しており、「被災者の迅速な救助」という制度の趣旨に反している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活必需品の支給基準を被害の実情(り災区分)に依らない別の基準で定めることにより、生活必需品の支給を迅速化することができる。

根拠法令等

内閣府告示第 228 号第 4 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、山田市、田原市、北九州市、宮崎市

○災害救助法による生活必需品の支給について、支給対象となる被災者は、「内閣府告示第 228 号第 4 条」及び「災害救助法による救助の実施について(昭和 40 年 5 月 11 日付け社施第 99 号)」の様式に記載があるように、家屋被害が半壊又は全壊等と認められた者に限られるような形となっている。
実際の救助事務においては、り災証明書以外に「り災区分」を証明する手段が無いため、り災証明書を発行して対応しているのが現状である。しかし、激甚災害等の大規模災害時には、災害発生日から 10 日以内に、被災者全員に罹災証明書を発行し、生活必需品を支給することは困難である。
生活必需品の「支給基準」に「り災区分」を用いることは、生活必需品の迅速な支給を阻害しており、「被災者の

迅速な救助」という制度の趣旨に反している。

○本市においても、南海トラフ地震発災時には大規模な家屋被害が予想されている。限られた職員数による家屋被害認定及び罹災証明発行には相当時間がかかると思われるため、支給基準の見直しを図っていただきたい(管理番号 217 に同じ)

○災害の状況により必ずしも迅速に罹災証明発行できるとは限らないことから、より速く支援を届けるためにも見直しが必要と考える。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

313

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害援護貸付金の据置期間及び償還期間の延長

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護資金」の償還期間について、見直しを提案するもの。

具体的な支障事例

災害援護資金貸付金は、借りてから3年の「据置期間」の後、7年間で償還する必要がある。しかし、震災から2年経過した今でも仮設住宅に住み、元の生活を取り戻せない被災者が多い中で、低所得者を対象とした当制度において、援護資金を借りてから3年で生活を立て直すことは困難である。
また、据置期間は2年間の延長が可能だが、10年の返済終了期限は変わらないため、残りの5年間で償還しなければならず、据置期間を延長しても債務者の金銭的負担は緩和されない。ついては、据置期間の延長とそれに伴う償還期間の延長をご検討いただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第2項に定める災害援護資金貸付金の償還期間について、据置期間とそれに伴う償還期間を延長することにより、被災者に生活を立て直す時間的余裕を与えることができるため、被災者の滞納リスクを軽減することが出来る。

根拠法令等

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山口市、防府市、北九州市、宮崎市

○災害援護資金の貸付は、所得の低い方が対象となっていることから分納誓約などの事務処理が必要となる事案が発生しており、償還方法の見直しが必要である。
○災害援護資金貸付金は、借りてから3年の「据置期間」の後、7年間で償還する必要がある。しかし、元の生活を取り戻せない被災者が多い中で、低所得者を対象とした当制度において、援護資金を借りてから3年で生活を立て直すことは困難である。
また、据置期間は2年間の延長が可能だが、10年の返済終了期限は変わらないため、残りの5年間で償還しなければならず、据置期間を延長しても債務者の金銭的負担は緩和されない。ついては、据置期間の延長とそれに伴う償還期間の延長をご検討いただきたい。
○据置期間の延長は、生活を立て直す時間的余裕を与える側面がある一方で、長い据置期間中に生活状況

(収入・健康状態等)が変わり償還が困難になる一面もある。償還することが著しく困難である場合には、個々の状況に応じて支払猶予を適用することも可能であることから、一律に据置期間を延長することは慎重に検討すべきである。

一方、据置期間の延長や支払猶予を適用した場合、法定の償還期間内に完済することが困難である方が多いと見込まれるため、償還期間の延長は必要であると考えらる。